

令和3年度 第1回

原子力施設等における消防活動対策マニュアル改訂に関する検討会

【議事要旨】

1 日 時

令和3年9月16日（木） 14:00～16:00

2 場 所

WEB会議

3 出席者

別紙（出席者名簿）参照

4 資料配布

資料1-1 「原子力施設等における消防活動対策マニュアル改訂に関する検討会」委員等名簿

資料1-2 原子力施設等における消防活動対策マニュアル改訂に関する検討会開催要綱

資料2 原子力施設等における消防活動対策マニュアルの改訂の進め方（案）

資料3-1 「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」への報告書の取り入れについて（概要版）

資料3-2 「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」への報告書の取り入れについて（詳細版）

参考資料1 原子力施設等における消防活動対策マニュアル 平成26年3月 消防庁 特殊災害室

参考資料2 原子力施設等における消防活動対策マニュアル改訂のための反映資料

参考資料3 実用発電用原子炉に係る新規規制基準について-概要- 原子力規制委員会

参考資料4 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制

別添1 「放射性物質事故等対応資機材に関する検討会 報告書」（概要）

別添2 消防機関と原子力事業者との消防活動に関する連携強化のあり方検討会報告書（概要）

別添3 「平成31年度 原子力防災研究事業（内閣府受託報告書）「放射線防護対策に係る調査研究の実施及び施策への反映のための知見の整理」 第二分冊（その2）」 令和2年3月 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（目次のみ）

別添4 「警戒区域及び計画的避難区域内での大規模火災の影響評価に関する調査報告書」平成24年2月 独立行政法人原子力安全基盤機構（目次のみ）

5 内容

(1) 消防庁特殊災害室長挨拶

- ・本検討会については、平成26年3月に作成された「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」の改訂を行うために開催するものである。平成26年のマニュアル作成後も消防庁や関係省庁において追加的な検討や報告書が取りまとめられており、これらを踏まえ、最新の状況・知見を整理し、消防機関が原子力施設等での火災や原子力災害時の対応を整理し理解しやすくすることが、今回のマニュアル改訂の目的と考えている。
- ・幅広い専門的な知見でもって、反映すべき内容に漏れがないようにしたいことから、御協力の程よろしく願います。

(2) 委員・オブザーバーの紹介、開催要綱について改定

- ・資料1-1及び資料1-2に基づき事務局から説明。

(3) 座長互選及び座長代理の指名

- ・座長は鶴田俊委員、座長代理は富永隆子委員となった。

(4) 座長挨拶

- ・今回、しばらくぶりにマニュアルの改訂となる。安全基準の改定など状況が変化しているため、様々な社会の要望を反映させた形でマニュアルを検討したい。また、消防をはじめとした関連する方々から意見を頂戴しながら進めていきたいと考えている。

(5) 検討の背景・目的・進め方・スケジュールについて

- ・資料2に基づき事務局から説明。

(6) マニュアル改訂に関する骨子案

- ・資料3-1及び資料3-2に基づき事務局支援の原子力安全技術センターから説明。
- ・事務局から補足説明。

(7) その他

- ・第2回検討会の予定について事務局から説明。

(8) 主な意見及び質疑（委員：委 オブザーバー：オ 事務局：事）

委：マニュアルの第3章まではオンサイトに焦点を当てた書き方となっている。第3章までにオンサイトとオフサイトの装備の違いや対応の違いを記載するとより分かりやすくなると思う。

資料3-1の取り入れる報告書オについては、施設外の防護装備についてまとめられているいるため、反映先を増やすとより分かりやすくなると思う。例えば、マニュアルの第1章第4節第1、第1章第5節第2、第1章第5節第3などがある。

第1章第5節第3ではオンサイトの装備が記載されているが、オフサイトに関してもこのような重装備が必要なのかという消防の方の疑問点となっている。オフサイトではどのようなものが必要か記載することが良いと思う。

マニュアルに取り入れる報告書について、内閣府原子力防災で出している「原子力災害時における防災業務関係者のための防護装備及び放射線測定器の使用方法について」の反映を検討していただきたい。

事：第1章第5節第3に記載の装備に関しては、放射線の影響のリスクが高い施設において火災なのかそうでないのか施設の中の対応を念頭に書かれているものである。こういった装備と、オフサイトで原子力災害の影響があるかもしれないという状態で活動している状況では装備の考え方が異なるため、施設の周辺地域で活動する場合の装備は、かなり丁寧に書く必要がある部分だと思っている。

一方で、今のマニュアルでは施設の中と外の活動に分けた形で編集しているため、施設の中と外を並列で整理していくのがいいのか、どちらが分かりやすいかは改訂作業を進めながら整理の仕方を考えたい。

委：マニュアル8ページ表1-3の被ばく線量限度の考え方について、電離放射線障害防止規則4条第2項に記載のあるような女性に対する配慮が必要ではないかと考えている。

事：これまでのマニュアルではそのようなことを考えていなかったと思うので、最新の状況等を踏まえながら検討したい。

委：表1-3の件で、危険区域の活動に女性隊員が入らないという前提があったと思われる。それ以外の消防警戒区域等で活動する場合の限度は明記したほうが分かりやすいと考える。基準としては、3か月5ミリが一つの基準になると思うので、その辺りをどう記載するのか考えていく必要がある。

オ：「オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会」の報告書が平成28年に出ている。これはオフサイトで防災業務を行うときの防護装備について基本的な考え方が示されているので取り入れる報告書に追加いただきたい。

委：全体のマニュアルの改訂について質問がある。これまでの説明では、いろいろな報告書を取り入れて追加していく作業と思われるが、内容を書き直すとか、書きぶりを検討するということは考えているのか。

事：基本的に内容そのものの検討は、できるものはしたいと考えている。一方で、時間等が限られているため、基本は検討してきた内容を反映するものであるが、今の段階でコンセンサスが取れているものであれば、機動的に直していく考えである。

委：事業所に一義的責任があるというところを明確にしているが、事業所側に求めることもマニュアルに取り入れると思われる。消防側だけでの共有だけでなく事業所に対する説明も必要と考えるが、どのように実施するのか。

事：マニュアル自体に関しては消防機関向けのマニュアルということだが、実態に応じて事業者と協力しながらやっていかなければならないと思っている。実際上の場として、施設単位では、地域レベルで事業者と消防機関と規制庁、消防庁で研修などを実施する機会もあることから、そういった機会を通じながら、連携体制の強化に取り組んでいきたいと考えている。